

～職員厚生会への加入のご案内～

会計年度任用職員で加入要件を満たし、加入を希望する方は、準会員として、職員厚生会の事業のうち、アウトソーシングしている福利厚生代行業者のサービス(ベネフィット・ステーション)が利用できます。準会員・ご家族の皆様が、日常生活や旅行等でご利用いただけるお得なサービスがありますので、この機会に加入をご検討ください。※給付事業、保険事業、貸付事業等は適用外となります。

加入について

- ◆会費：月額500円(給与から控除します。)
- ◆募集期間：令和6年4月1日(月)から5月2日(木)まで
- ◆加入要件：令和5年4月2日以降に採用され、令和6年度末まで任用予定の会計年度任用職員のうち、
 - ①フルタイム勤務の方
又は
 - ②週20時間以上勤務かつ期末手当等支給対象となる月額パートタイム勤務の方
※ただし、教育委員会の教職員及び小・中学校の事務職員は除きます。
- ◆加入時期：令和6年6月から
- ◆加入手続：「加入届」に必要事項を記載の上、各所属担当に提出してください。
- ◆申込後：①6月初旬(予定)に「ベネフィット・ステーション専用利用ガイドブック」を所属にお届けします。
②ベネフィット・ステーション会員専用サイト・JTB店舗などで宿泊の補助や様々なメニューが利用できます。
- ◆退会：加入2年目以降は自動継続となり、次の事由を除く**自己都合等の退会はできません**のでご注意ください。
 - ①川崎市の会計年度任用職員としての任用が終了したとき。
 - ②勤務条件が変更され「加入要件」を満たさなくなったとき。

※任用課が変わるなどの理由により職員コードが変更した場合でも、加入要件を満たす会計年度任用職員として任用が継続される限り、会員資格は自動継続されます。ライフスタイルに合わなかった、思ったより使わなかった等の理由での退会はできません。以上を踏まえ、よくご検討ください。

サービスの一例

福利代行業者「ベネフィット・ステーション」が提供する基本サービスの他に、職員厚生会独自イベントなどのサービスがあります！

宿泊補助金



JTBの国内、海外の宿泊・旅行プランが安く泊まれる！

- ①**1,000円補助**(1人泊あたり)
※年度内10人泊まで
会員本人及び配偶者の一親等
以内親族が**宿泊補助の対象**
- ②**海外旅行(ルックJTB)**
5%割引(無制限)

映画館チケット補助



映画館が会員特典よりさらに特別割引！

500円補助(1枚あたり)
※年度内10枚まで

例 TOHOシネマズ 1,900円
(電子コード型)

会員価格
1,500円 → **1,000円**(補助適用後)

育児補助券



ベビーシッター
/一時保育の補助

300円補助
(1時間あたり)

川崎水族館(カワスイ)もお得！

【デジタルチケット】
※詳細は会員専用サイトをご確認ください。



おとな	2,000円 →	1,000円
高校生	1,500円 →	750円
小中生	1,200円 →	600円
幼児	600円 →	300円

- ◆その他 厚生会限定イベント・キャンペーンとして観劇観賞券補助や体験教室、特別イベントなど年間を通して実施しています。

ご利用対象者様

★Point 1★

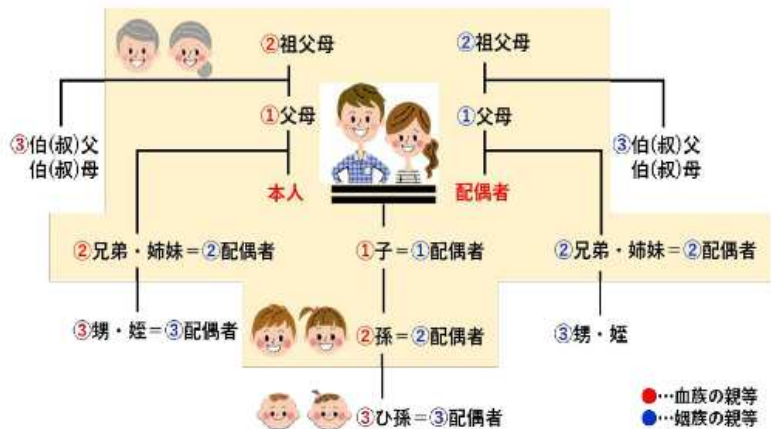
2親等以内のご家族様ご利用可

★Point 2★

同居の有無にかかわらずご利用可

★Point 3★

会員様ご本人が同行しなくても
ご家族様はご利用可



※苗字が異なっても、遠くに住んでいても2親等以内の親族ならご利用できます。
※一部ご利用対象者が限定されるメニューがあります。

いろいろなカテゴリ、多彩なメニューを取り揃えております

グルメも充実!!

例えば!

ちよだ鮨 千代田鮨



お会計から**10%OFF**

鎌倉パスタ



お会計から**10%OFF**

上島珈琲店



ドリンク1杯**50円OFF**

Q&A

Q:61歳ですが、映画補助を使うとシニア料金の1,200円から500円割引で700円で映画が観られるということですか？

A:申し訳ありませんが、映画館のシニア割との併用はできません。会員価格からの500円割引となります。例えば、TOHOシネマズですと、会員価格1,500円から補助金適用で500円割引となり、1,000円となります。

Q:使わなかった月は会費が戻ってきますか？

A:ベネフィット・ステーションを利用しなかった月でも、1か月500円×12か月=6,000円の会費がかかります。

Q:給付金も申請できますか？

A:申し訳ありません。準会員の方はベネフィット・ステーションのみご利用いただけます。

Q:一度入会したら退職もしくは任用条件が変わるまで退会できないと知っていますが、やっぱりやめたくになったらやめてよいですね？

A:申し訳ありません。募集要項にもあるように①川崎市の会計年度任用職員としての任用が終了したとき。②勤務条件が変更され「加入要件」を満たさなくなったとき。以外の退会は認められません。よくご検討の上、お申込みください。